

「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う 大雨警報・注意報の暫定基準の変更について

「平成30年北海道胆振東部地震」の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を、令和2年3月10日14時から以下の割合に変更して運用します。

通常基準の7割 → 8割：札幌市、千歳市

通常基準の8割 → 通常基準：江別市、恵庭市、三笠市、長沼町

平成30年北海道胆振東部地震により、震度5強以上を観測した札幌市、千歳市、江別市、恵庭市、三笠市、長沼町では、地盤の緩みを考慮し、札幌管区气象台が発表する土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数）を、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、空知総合振興局と札幌管区气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準と整合を取りつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしています。

今般、通常より引き下げた暫定基準で運用してきた土砂災害警戒情報の発表基準を、令和2年3月10日から変更して運用することに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり変更しますのでお知らせします。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布^{※1}も今回の見直しを反映した判定結果となりますので、避難対象地域の絞り込みに御活用ください。

なお、今回の変更後も暫定基準で運用する札幌市、千歳市では、令和2年の降雨期を経た後、改めて検証を行います。

記

- 1 暫定基準を変更する日時：令和2年3月10日14時^{※2}
- 2 暫定基準を変更する市町：別紙のとおり

※1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細は以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

※2 悪天等のため延期することがあります。

問合せ先：札幌管区气象台気象防災部予報課 土砂災害気象官
電話 011-611-6123 FAX 011-611-4433

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の

暫定基準を変更する市町

